

## 質問要旨

費用対効果などの観点から、尼崎市議会議員選挙における選挙啓発の総括は。

---

## 答弁要旨

18・19歳の投票率が伸びなかったことは残念ですが、全体の投票率が前回は少しでも上回った事につきましては、よかったと思っております。選挙啓発は、多額の費用をかければ投票率があがるとか、すぐに効果が出るものではなく、継続して啓発を行うことが大切ではないかと考えております。

また、尼崎市議会議員選挙では、新たな取り組みとしまして、昨年度に、尼崎市明るい選挙推進協議会委員と共に、選挙に関する講座に参加した県立尼崎小田高等学校の生徒を、各駅前で行っている街頭啓発に参加していただきました。この他、昨年度から引き続き、兵庫県の選挙管理委員会とも連携しながら、随時、高等学校等での出前授業を実施しております。

(次頁へ続く)

No.2

今後とも、新しい啓発に取り組むことにより、政治・選挙への意識を向上させ、少しでも投票率の向上に繋げていきたいと考えております。

以上

光本議員 1002

作成部局 総務局 No.1

### 質問要旨

地方議会議員の年金が復活した場合、本市の保険料負担は年間いくらになるのか。

---

### 答弁要旨

現時点において、本市が負担すべき保険料率等、制度設計が明らかでなく、試算の根拠となるものがありませんので、具体的な金額をお示しすることができません。

以上

## 質問要旨

大阪市が全市展開も検討している「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」についての見解は

---

## 答弁要旨

大阪市が、「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」を導入した理由は、保護費の支給等に際した誤支給やなりすましの防止が目的とのことで、本人確認の一つの方法と理解しています。

尼崎市では、生活保護世帯の 97%は、保護費を口座振込で支給しており、残る窓口で支給している約 300 件のうち約 200 件については、担当ケースワーカーが本人を確認した上で支給しております。

その他については、保護開始時期の関係から口座振り込みの手続きが間に合わなかった方や差押え等の理由により口座を開設できない方などです。

尼崎市では、保護開始時に世帯員の氏名等を記載した保護受給証を交付し、そこに登録印を押印してもらっており、保護費の窓口での支給にあたっては、保護受給証と

(次ページに続く)

No. 2

登録した印鑑を窓口に持参いただき、それらにより本人確認を複数の職員が行うことで、誤支給等については防止できております。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員1004

作成部局 教育委員会 NO. 1

質問要旨 新入学用品費の入学前支給に対応するための  
制度変更は可能ではないのか。

---

[答弁要旨]

準要保護児童生徒を対象に、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給する場合には、新入生の申し込み手続き、支給後に市外へ転居した場合の取り扱い、及び認定審査を前々年の所得で行うことなど、新たな制度の構築が課題であるものの、教育委員会といたしましては、本市の現状等を踏まえ、全般的な課題整理を行い、入学前支給の実施に向けて検討を進めてまいります。

以 上

〈西野教育次長答弁〉

光本議員 1005-1 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 本市では、エピペンの持ち込みや使用を拒む教育の現場は存在するのか。また、教育の現場でエピペンを預からないことが明文化されているのか。

---

[答弁要旨]

教育委員会では、兵庫県教育委員会発行の「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（平成28年度改訂）」に基づき、年度当初に保護者と協議のうえ、学校での対応が必要な児童・生徒について、本人が携帯・管理・使用することを基本にエピペンを持参しているところであり、持ち込みや使用を拒むことはございません。

光本議員 1005-2 問目 作成部局 こども青少年本部事務局 No.1

質問要旨 本市では、エピペンの持ち込みや使用を拒む教育や保育の現場は、存在するのか。また、教育や保育の現場でエピペンを預からないことが明文化されているのか。

---

### 答弁要旨

おたずねのエピペン®の取り扱いにつきましては、平成23年に厚生労働省から出された、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の中に示されております。エピペンは、本来、処方された本人もしくは保護者が自ら注射するものですが、緊急時には保育士が注射をすることも想定しています。

また、エピペン®の預かりについては医師の指示の下での保護者からの依頼があった場合には、当該保育所で医師による研修(エピペン®実習)を受講後、お預かりすることとしています。

したがってましてエピペン®の持ち込みや使用を拒むことはございません。

以 上



## 質問要旨

選挙運動用ポスターの公費負担額を見直すことについての問題点や見解は。

---

## 答弁要旨

選挙運動用ポスターの公費負担額の見直しにつきましては、選挙公営条例制定以来、公職選挙法施行令に準拠して公費負担額の上限額を改正しており、昨年9月の定例会におきましても、自動車の借り入れ額等の単価改正を行いました。これは、候補者の契約できる業者が市内に限られませんので、全国の実勢価格を考慮して定められている公職選挙法施行令に準拠するのが、望ましいと考えているからでございます。

今後も、すべての候補者に最低限の平等な選挙運動の機会を保障するという公費負担制度の趣旨から、尼崎市における上限額設定につきましては、法令に準拠していき、独自の単価設定は、考えておりません。

以上

## 質問要旨

上限額の設定等について諮問会議を立ち上げ、学識経験者に意見を求める等、検討を行う考えは。

---

## 答弁要旨

先程も申しました通り、本市独自の上限額を設定することにつきまして、検討する考えは、ございません。

今回の市議会議員選挙における、選挙運動用ポスター1枚当たりの平均請求単価はおよそ547円で、前回選挙のおよそ586円と比較しますと、39円の減となっております。また、今回の選挙におきまして、上限単価で請求をされた候補者は4人、前回選挙の8人と比較しますと、4人の減となっている状況でございます。

これは、立候補予定者説明会での公費負担制度の趣旨の紹介や、何よりも候補者の皆様がその趣旨を理解して、請求された結果だと理解しているところでございます。

以上

## 質問要旨

選挙運動用ビラの公費負担額は、自治体のみではなく、議会が定めることも可能か。また、上限額はどのように決めるのか。

---

## 答弁要旨

選挙運動用ビラの公費負担額は、自治体で提案し、定めようと考えておりますが、もちろん議会が提案し、定めることも可能でございます。

また、公費負担額の上限額の設定を、自治体が提案するのであれば、先程の答弁とも重なりますが、公職選挙法施行令に準拠し、設定しようと考えております。

以上

## 質問要旨

選挙運動用ビラを公費負担しない場合、自費で配布できるか。その場合、上限額はあるか。

---

## 答弁要旨

もちろん、選挙運動用ビラを自費で作製し、配布する事は可能でございます。

また、認められた枚数内の配布であれば、作製費の上限額はございません。

以上

(岩田副市長答弁)

光本議員 2005 作成部局 総務局 No.1

質問要旨

地方議会議員の年金の復活について、市長の考えはどうか。

---

答弁要旨

地方議会議員の年金制度につきましては、将来的な年金財政の動向を鑑み、平成23年6月に「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が施行され、制度として廃止されたことにより、一定の整理がなされ、現在に至っております。

先程、光本議員から新たな議員年金制度の動きなどについてご紹介がありましたが、現在のところ、その制度の中身が全く明らかでないことから、判断できる材料はございません。

以上

## 質問要旨

地方議会議員の年金が復活した場合でも、自治体の長の判断で、「保険料負担の予算をつけない」ことはできるのか。

---

## 答弁要旨

一般的に、どのような事業であれ法に基づくものであれば、予算化等必要な措置を講じていくことは申すまでもございません。

仮に、地方議会議員の年金制度が復活し、法が制定されましたら、同様に法に基づき、予算措置など所定の手続きを行っていくこととなります。

以上

## 質問要旨

「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」を導入する考えは。導入しない場合リスクを軽減しサービスをどのように提供していくのか。

---

## 答弁要旨

大阪市の「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」については、保護世帯の世帯主を確認する上で有効な一面はあるかと考えますが、複数世帯の生活保護受給者もいることや紛失等による個人情報流出のリスクもあることから、本市での導入は考えておりません。

保護費の支給については、今後も口座振込による支給を推奨していくことで、リスクの軽減に努めてまいります。

なお、生活保護上の指導等のため支給日に呼び出して窓口支給している世帯に対しては、担当ケースワーカーが支給前に生活保護受給者の確認を行い対応しております。さらに、担当ケースワーカーの人事異動や担当替えの場合も、窓口支給の際に、新旧の担当ケースワーカーで対応し、本人確認とともに継続した指導を行っております。

(以上)

光本議員 2009-2 問目 作成部局 こども青少年本部事務局 No.1

質問要旨 本市では、過去に保育士や教職員によるエピペンの使用例は、あるか。また、エピペンの管理・使用について、現場と保護者等の間で協議された例はあるか。

---

答弁要旨

エピペン®を保護者からお預かりしたケースは、最近では平成 27 年度に 2 件、本年度に 1 件ございます。しかしながら、保育所では、これまでの使用は、ございません。

なお、預かる際には保育現場と保護者間で、適切な投与ができるように十分に協議しております。

以 上



〈西野教育次長答弁〉

光本議員 2010-1 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 本市独自の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は作成しているのか。また、エピペン使用にまで言及・記載したマニュアルやガイドラインを作成する考えはあるのか。

---

[答弁要旨]

教育委員会では、平成25年8月に本市の食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対して安全・安心な学校給食が提供できるよう、学校給食における具体的な方策や緊急時の対応等をまとめた「尼崎市学校給食における食物アレルギー疾患対応マニュアル」を作成しており、本マニュアルには、エピペンの使用手順を写真を用いてわかりやすく図解で記載しております。

(次ページへつづく)

No. 2

なお、本マニュアルにつきましては、作成から  
4年が経過しているため、今年度末を目途に改訂  
作業を進めているところでございます。

以 上

光本議員 2010-2 問目 作成部局 こども青少年本部事務局 No.1

質問要旨 本市独自の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は、作成しているか。また、作成する考えはあるか。

---

### 答弁要旨

先程もお答えさせていただきました厚生労働省のガイドラインを受けまして、平成26年12月に「尼崎市立保育所における食物アレルギー対応マニュアル」を作成しております。

その中に緊急時対応、エピペン®の処方がある場合とない場合についてフローチャートで示しております。

また、法人保育園等につきましても厚生労働省のガイドライン及び「尼崎市立保育所における食物アレルギー対応マニュアル」について周知しております。

以上

〈西野教育次長答弁〉

光本議員 2011-1 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 教職員が幼稚園・学校に常備しているエピペンを園児・児童・生徒に使用した場合や、教職員がエピペンを処方された園児・児童・生徒とは別の人に使用した場合について、本市の見解はどうか。

---

〔答弁要旨〕

エピペンは、本人もしくは保護者自らが注射する目的で医師から事前に処方される薬であることから、幼稚園・学校に常備するものではありません。

また、エピペンを処方された園児・児童・生徒以外の者に使用することはできないことから、議員ご指摘の場合には、直ちに救急要請するなどマニュアルに基づき、適切な対応を行うべきものと考えております。

以 上

光本議員 2011-2 問目 作成部局 こども青少年本部事務局 No.1

質問要旨 保育士や教職員が保育所・幼稚園・学校に常備しているエピペンを園児・児童・生徒に使用した場合や、保育士や教職員がエピペンを処方された園児・児童・生徒とは別の人に使用した場合の本市の見解はどうか。

---

### 答弁要旨

厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&Aにも示されておりますが、「エピペン®」は本来、本人もしくは保護者が自ら注射する目的で医師から処方されたものです。注射は法的には医療行為ですが、保護者不在の緊急避難行為として、保育士が注射することも想定して、事前に職員と保護者との十分な協議のもとでお預かりし、一定の研修を受けた保育士がその子に限って使用することを認められたものです。

次ページへつづく

したがって、特定の児童に処方された以外の「エピペン®」の常備や対象児童以外への使用はできないものと考えており、先程も申しましたように各保育施設には、国のガイドラインや本市マニュアルによりその旨を周知しております。

以上